

「静岡県盛土等の規制に関する条例」の施行に伴う研修会を開催

昨年7月3日、熱海市伊豆山地区で起きた大規模な土石流が甚大な被害をもたらしたことから、県は二度と同様の災害を発生させないため、「静岡県盛土等の規制に関する条例」を本年7月1日に施行しました。

これに先立ち6月22日、当協会の主催により同条例の施行に伴う研修会を緊急に開催しました。当日は、県不動産会館会議室での現地受講の他、Zoomによるオンライン受講も募りました。県からは、くらし・環境部盛土対策課より担当者を講師として招き、同条例の概要・留意事項について解説があった他、質疑応答を併せて実施しました。

盛土に係る事業許可の手続きについては、県が申請を受け付けてから許可まで概ね3か月を要するとの説明があった他、土壌汚染防止のため、搬入する土砂等が汚染されていない旨の証明の提出に加え、盛土をする土地そのものについても申請前に地盤調査が必要になるなど、開発行為にあたり当該業者や地主への負担が大幅に増えることから、その負担軽減の可能性も含め、活発な質疑応答が行われました。



研修会の模様は、宅建協会ホームページ「WEB研修サイト」にアップしましたので、当日参加できなかった方は是非ご覧ください。

